

<単元の指導計画>

全4時間程度 商業科：経済活動と法

授業日時	時間	学習内容	生徒の学習活動	学習課程 (使用教材)
9月7日(金) 4時間目 12:10~13:00		金融について 事前アンケート 実施	・アンケートへの回答	
10月3日(水) 3時間目 10:50~11:40 10月5日(金) 4時間目 12:10~13:00	2 時間	債権の担保 物的担保 人的担保	・お金の借り主(債務者)が、返済できない場合の備え(保証)として貸す側(債権者)に提供するものを担保といい、物的担保と人的担保があることを理解する。	(ロンクレABCp19) 教科書 物的担保(法定担保・約定担保) 人的担保(保証債務・連帯保証債務・連帯債務)
10月17日(水) 3時間目 10:50~11:40	1 時間	消費者信用 ローン クレジット の仕組み	・「お金を借りる」とは ・ローンとクレジットの仕組みを理解する 信用(4つのCが必要) 契約によって成立つこと ・ローンとクレジットのメリットとデメリットの理解	(ロンクレABCp8~18) ・「お金を借りる」方法として「ローン」と「クレジット」があることを理解する。 ・誰でもお金を借りることができるわけではないこと、4つのCや担保(前時学習)もふまえたうえで、計画的な活用が大切であることを理解する。 ・デメリットだけでなく、メリットも正しく理解し、計画的な活用を考える。
10月24日(水) 3時間目 10:50~11:40	1 時間	講師派遣授業	・百十四銀行からの講師派遣 銀行に関する基礎知識を学ぶ	(あなたと銀行のかかわり・ワークシート) ・生徒にとって銀行は身近なものではないようなので、銀行員から、銀行の業務や経済活動における役割についてなど、基本的な内容を教えていただく。 ・疑問などは、その場で質問して解決する。 ・ワークシートにポイントを記入する。
10月31日(水) 10:50~11:40 11月2日(金) 12:10~13:00	2 時間	消費者と法 賢い消費者であるために	・消費者と法 総量規制/クーリング・オフ 消費者契約法など、ローンやクレジットに関する契約についての理解	(ロンクレABCp22, 23, 33) ・賢い消費者として知っておくべき法律の中で、お金に関わる法律についても理解する。 「総量規制」など、次時に学ぶ多重債務を防ぐための仕組みも理解する。 消費者保護に関する法律(消費者保護基本法) 安全確保のための法的規制 生活に身近な特殊売買 消費者信用 販売方法の多様化と消費者の保護

11月14日(水) 10:50~11:40	1 時間	ローンの返済と 多重債務	・「金利」と「返済方法」について理解する。 ・多重債務にならないために	(ロンクレABCp24~37) (ローン返済シミュレーション) ・利息=元金×金利×借入期間を理解する。 ・返済方法の種類と返済総額の関係を理解する。 ・多重債務にならないためにも、多重債務になる原因や、自己破産について理解する。 ・プロジェクター&スクリーン使用
--------------------------	---------	-----------------	--	---

10月3日(水) 10:50-11:40(3時間目)

10月5日(金) 12:10-13:00(4時間目)

1時間目 債権の担保① 物的担保 / 債権の担保② 人的担保

【目標】・担保とは、お金を返済できなくなった場合の備え(保証)として、借り主(債務者)が貸し主(債権者)に提供するものであることを理解する。

- ・物的担保には、法定担保と約定担保があることを理解する。
- ・人的担保には、保証・連帯保証・連帯債務があることを理解する。

評価方法: ①(関心・意欲・態度)、②(施行・判断)、③(技能・表現)は、授業中のプリント事例の解き方、質問対応によって評価する。

	学習内容及び学習活動	教師の支援活動 使用教材など	評価の観点
導入	◆本時の学習内容を確認する。 債権の担保について ・物的担保 ・人的担保	ワークシートを配布し、本時の学習目標及び学習内容を説明する。 ・教科書 ・ロンクレ ABCp19	・授業内容に関心があるか①
展開	◆担保制度の意味を理解する 担保=お金を返済できなくなった場合の備え(保証)として、借り主(債務者)が貸し主(債権者)に提供するものであることを理解する。 ◆2つの担保 物的担保と人的担保 ◆物的担保の種類 土地などの財産を保証するもの ・約定担保物権 抵当権や質権 ・法定担保物権 先取特権や留置権 ◆人的担保の種類 他人の信用を保証とするもの ・保証 ・連帯保証 ・連帯債務	・法律上は、担保の目的物の価値を把握することにより、債務者の弁済履行を確保する手段とされていることが理解できるようにする。 ・2つの担保について説明する。 ・約定担保物権、法定担保物権の違いを理解させる。 ・人的担保は保証する人の信用や一般財産を担保とするため不安定要素を含むことから、物的担保の方が安全と考えられていることを理解させる。 ・「催告の抗弁権」「検索の抗弁権」「求償権」についても説明をする。	・2つの担保と、それぞれの種類、内容について理解することができたか②
まとめ	◆本時のまとめ	・自分がお金を借りることがなくても、人的担保として保証人になる可能性があることにも気付かせる。	

「総量規制」

多重債務問題の解決を目指すため、2010年6月18日から年収の3分の1を超える無担保ローンは借入できなくなりました。

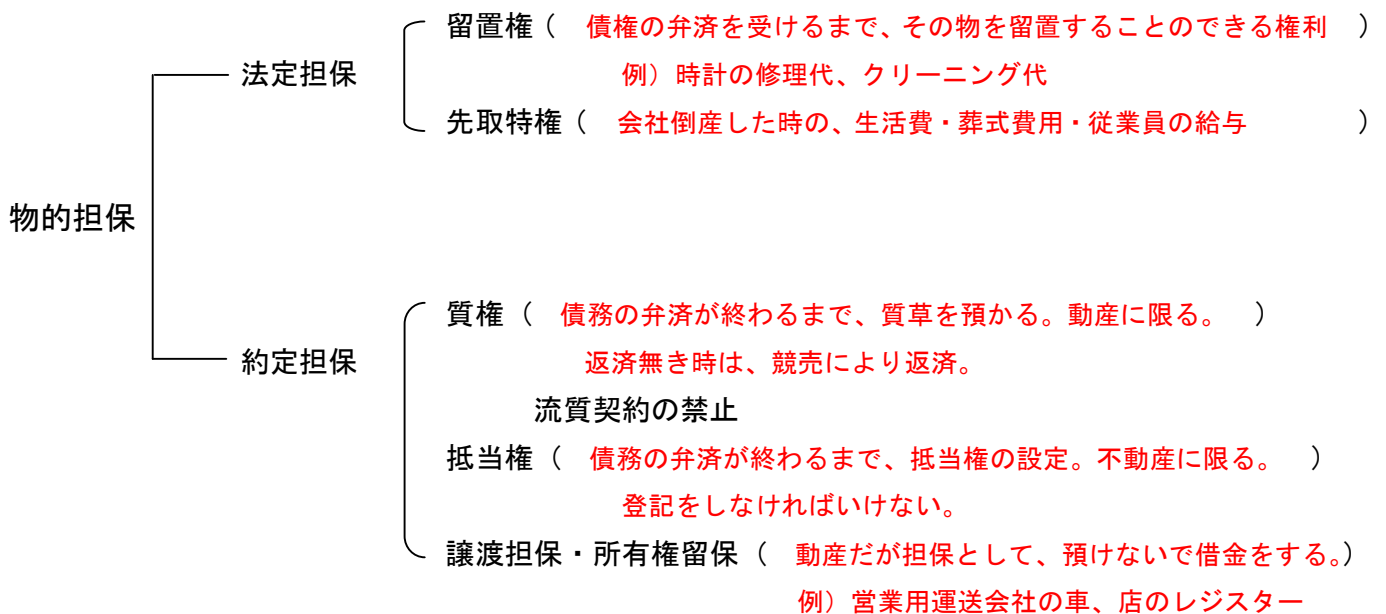
一定額の借入残高がある場合、定期的に年収を証明する書類を貸金業者に提出しなければなりません。インターネットから申し込む場合は、「雇用形態」「勤続年数」「年収・収入」が重要です。

債権者平等の原則

債権者が多数の場合、債権者は、債務者の財産に対してお互いに平等の権利を持ち、他の債権者に優先して権利を行使することはできない。債務者の財産を、債権額に応じて案分。

担保とは

債務者が債務を履行しない場合に備えて債権者に提供され、債権の弁済を確保する手段となるもの。物的担保と人的担保がある。



人的担保 俗に言う「保証人」

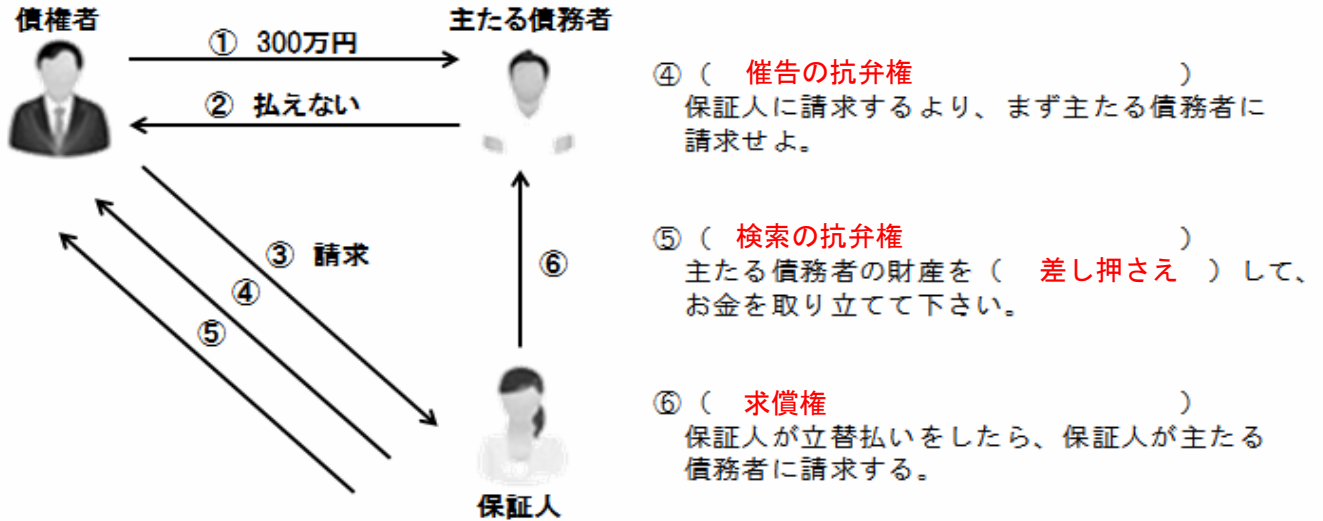
保証人は、主たる債務者でなくても、直ぐに返還請求に応じなければならないことがあるので注意。

「人的担保」・・・俗に保証人

改正貸金業法は多重債務問題の深刻化を受けて2006年に改正し、2010年から完全施行。金融庁によると、貸金業利用者の1人当たりの残高は、2007年3月末には117万円であったが、2012年8月末には約57万円に減少。法改正の効果があったとしている。

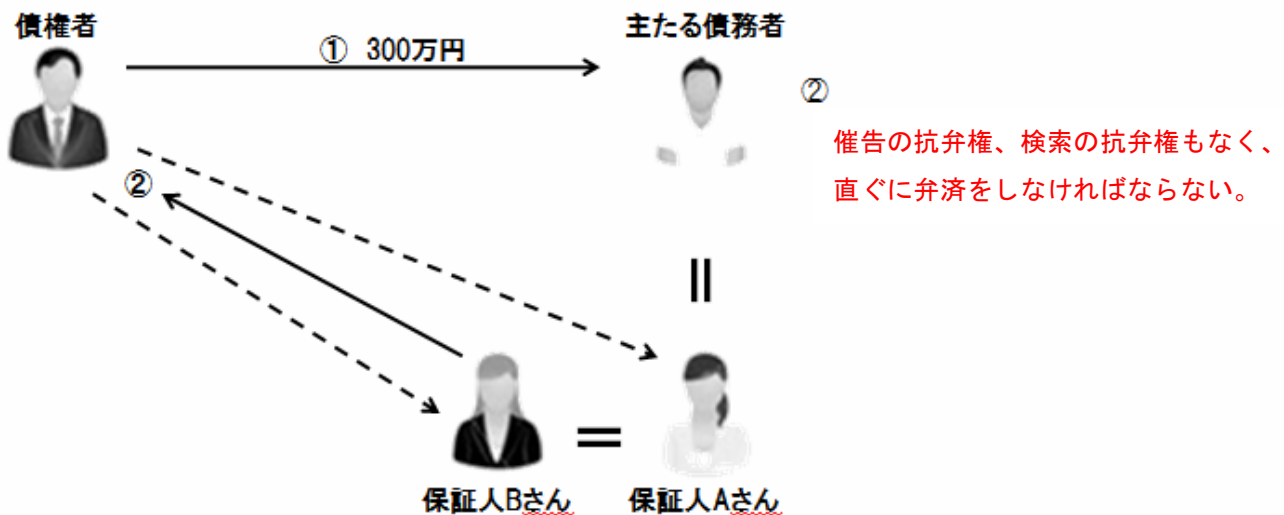
産経新聞グループの総合経済情報サイト 2012/9/27

保証債務（債務者が債務を履行しないとき、第三者が債務者に代わり債務を履行する義務を負う）



連帯保証債務

保証債務より非常に厳しい。



連帯債務

一人の債権者に対して、複数の債務者が債務全体について履行（支払い）の責任を負う。

2時間目 消費者信用(ローンとクレジット)

【目標】・消費者信用(ローンとクレジット)には、販売信用と消費者金融があることを理解する。

・ローン・クレジットのメリット・デメリット、クレジットに関する規制について理解する。

評価方法：①(関心・意欲・態度)、②(施行・判断)、③(技能・表現)は、授業中のプリント事例の解き方、質問対応によって評価する。

	学習内容及び学習活動	教師の支援活動 使用教材など	評価の観点
導入	<p>◆本時の学習内容を確認する。</p> <p>消費者信用について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販売信用(クレジット) ・消費者金融(ローン) 	<p>ワークシートを配布し、本時の学習目標及び学習内容を説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教科書・ロンクレ ABCp8~18 ・PC・プロジェクター・スクリーン 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業内容に関心があるか①
展開	<p>◆買い物をする際、どのような支払い方法があるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現金での支払い ・クレジットでの支払い ・ローンでの支払い <p>◆消費者信用</p> <p>消費者は個人の「信用」を担保に商品やサービスの支払いを繰り延べしたり、金銭を借り入れしたりすることができる。</p> <p>「信用」=「4つのC」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クレジット <p>先に商品やサービスを買ひ、代金を一定期間後に返済する約束</p> <p>メリットとデメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ローン <p>後で返済する約束でお金を借りること</p> <p>メリットとデメリット</p> <p>◆販売信用と消費者金融</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販売信用(クレジット) ・消費者金融(ローン) 	<ul style="list-style-type: none"> ・手元に現金がなくても、商品やサービスを購入できる仕組みが、ローン・クレジットであることを理解させる。 ・消費者信用(販売信用と消費者金融)は、「支払いをする能力がある」という消費者の「信用」をもとに成り立っているシステムであることを理解させる。 ・4つのCを理解させる。 ・ローンとクレジットのメリット・デメリットを理解させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的に意見を発表できるか① ・4つのCについて理解することができたか② ・ローン・クレジットのメリット・デメリットを理解することができたか②
まとめ	<p>◆本時のまとめ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ローン・クレジットのメリット・デメリットを理解して、計画的に活用する重要性を伝える。 	

クレジット「credit」

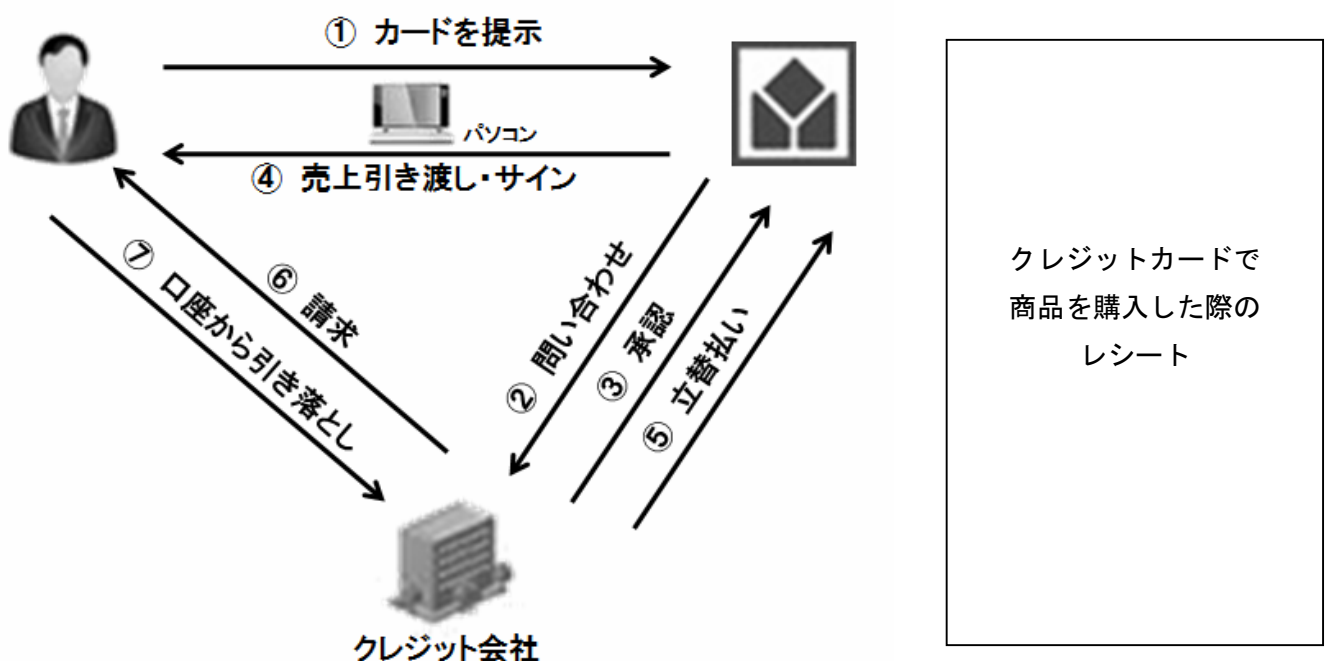
取引や金銭の貸借における相互の信頼関係、②借款、③月賦などの信用販売取引。

消費者と販売会社の他にクレジット会社が入る三者契約で、2ヶ月以上かつ3回以上の分割払いである「割賦購入あっせん契約」が「クレジット契約」とされています。

使用者の属性に応じてカードごとに利用限度額が定められており、日本では一般カードで5万～50万円、利用実績などによっては50万超～100万円程度、富裕層を対象としたゴールドカードでは50万～300万円程度。

<p>クレジットカード画像</p>	<p>クレジットカードについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ お名前 ・ 会員番号 ・ お支払い方法 ・ お支払日 ・ お支払い口座 ・ 口座番号 ・ 口座名義人 ・ カードの利用枠 ・ 支払手数料率 (実質年率)
-------------------	--

長 所	短 所
後払い	使い過ぎる恐れあり
多額の金額を持ち運ばなくてよい	利息・手数料が高い
分割払いOK	紛失・盗難の危険性有り



ローン「loan」・・・お金を借りて、コツコツ返済 貸付・貸付金

金銭消費貸借契約＝金融機関から金銭を借入し、約定に従って返済することを約す契約。

I マイカーローン 条件 20歳以上。安定した収入がある方。保証会社の保証が得られる方。

借入期間 7年以内 借入金額 500万円以下

例 トヨタ AQUA ハイブリッド車の購入

金額	50,000	50,000	50,000	2,000,000
年利 率	12%	14.25%	15%	2.50%
1回	5,280	5,333	5,351	57,723
2回	5,280	5,333	5,351	57,723

9回	5,280	5,333	5,351	57,723
10回	5,280	5,333	5,351	57,723
36回				57,723
支払総額	52,800	53,330	53,510	2,078,028

金額 200万円 借入期間 3年

年利率 2.5% → 月 57,723円返済

総支払額 約 208万円

* 計算式は PMT 関数

元利均等返済方式での毎月の支払額

(元金+利息)を求められることができる

II 教育ローン 条件満 20歳以上。団体信用生命保険に入れる方（住宅ローンを借りた人が死亡したり重度の後遺障害を受けた場合に、ローンの残債務を一括返済してくれる保険のこと。残された家族に負担が残らないメリットがある。）

借入期間 10.5年以内 借入金額 500万円以下

III 住宅ローン 約 2,447万円の物件で住宅ローンを組みました。抵当権要（不動産土地・家屋に手数料十数万円）

借入期間 25年 毎月 6万円返済 ボーナス加算 30万円 金利 2.5% 年間の返済額は 132万円

年収 500万円 毎月支払いの返済回数は 300回です。 25年×12ヶ月＝300回

ボーナス支払いの返済回数は 50回

元金に占めるボーナス払い分 約 1,110万円です 30万×2×25＝1,500万円

月々の支払い分 約 1,337万円 6万×12×25＝1,800万円

金利ぶんも含めた総返済額の試算 3,300万円

金利 2.5% 月 6万円返済 ボーナス加算 30万円 利息が (853) 万円

因みに 金利 3% 月 6.8万円返済 ボーナス加算 30万円 利息が 1,056万円

金利 3.5% 月 7.5万円返済 ボーナス加算 30万円 利息が 1,258万円

金利 4% 月 8.2万円返済 ボーナス加算 30万円 利息が 1,463万円

Q3 金利 2.5% 3,600万円のローン 支払 35年 月 12.9万円返済 (155万/年) 支払総額 5,418万円 利息 1,818万円

借りる人の Credit

Character	人格
Capacity	支払い能力
Capital	資産
Control	自己管理

改正貸金業法は、多重債務問題の深刻化を受けて 2006年に改正し、2010年から完全施行。金融庁によると、貸金業利用者の 1人当りの残高は、2007年 3月末は約 117万円だったが、2012年 8月末には 57万円に減少。

10月31日(水) 10:50-11:40(3時間目)

11月2日(金) 12:10-13:00(4時間目)

3時間目 消費者と法 — 賢い消費者であるために

【目標】・賢い消費者として、知っておくべき法律について理解する。

評価方法：①(関心・意欲・態度)、②(施行・判断)、③(技能・表現)は、授業中のプリント事例の解き方、質問対応によって評価する。

	学習内容及び学習活動	教師の支援活動 使用教材など	評価の観点
導入	◆本時の学習内容を確認する。 ・消費者基本法・PL法 ・特定商取引法・総量規制など	ワークシートを配布し、本時の学習目標及び学習内容を説明する。 ・教科書・ロンクレ ABCp22-23、33 ・PC・プロジェクター・スクリーン	・授業内容に関心があるか①
展開	◆消費者基本法・PL法 消費者基本法やPL法の役割、消費者の権利の尊重について。 ◆特定商取引法 消費者トラブルが生じやすい取引類型を対象に、事業者が守るルール、クーリング・オフ等の消費者を守るルールを定めたもの。 ◆特定商取引とは ・訪問販売 ・特定継続的役務提供 ・通信販売・業務提供勧誘販売取引 ・電話勧誘販売 ・連鎖販売取引 ・ネガティブ・オプション ◆クーリング・オフ制度 割賦販売や訪問販売などにおいて、消費者に認められる無条件解約権。 ・店舗以外の場所での契約が対象 ・政令により指定された商品・役務・権利に関する契約 ・クーリング・オフの説明がある契約書を受け取った日から起算して8日以内 ◆総量規制について 貸金業法で新たに制定された、多重債務を防ぐための取組み	・消費者保護の観点から制定・改定された法律について、事例を通して理解させる。 ・特定商取引法は、事業者の違法・悪質な勧誘行為等を防止するとともに、消費者の利益を守るための法律であることを理解させる。 ・「同時履行の抗弁権」「支払い停止の抗弁権」についても説明をする。 ・契約をする場合には、事前に契約内容を確認することの重要性を理解させる ・一人の人が貸金業者から借りることのできる金額に制限を設け、返済能力を超える過剰な借入になるのを未然に防ぐ取組みであることを理解させる。	・事例を通して法律の重要性を理解することができたか② ・特定商取引法について理解することができたか② ・クーリング・オフ制度について理解することができたか② ・総量規制について理解することができたか②
まとめ	◆本時のまとめ	・一人ひとりが賢い消費者としてトラブルに巻き込まれないようにする必要性を伝える。	

経済活動と法

消費者の保護に関する法律

- a. 大量生産・大量販売の市場体制の確立のなかで、高度な生産技術にもとづく新商品の開発や新しい販売方法の出現などによって、消費者が安全性を欠く商品で健康を害されたり、(①悪徳商法) で被害を受けるなど社会的に大きな問題が起こっている。
- b. 消費者の利益の擁護および増進に関する対策の総合的推進をはかり、もって国民の (②消費生活) の安定および向上を確保することを目的に、(③消費者保護基本法) が昭和 43 年に制定された。その後、平成 16 年に「消費者基本法」に改められた。
- a. (④消費生活用製品安全) 法は、一般消費者への損害の発生を防止するため、特定の製品を国が政令で指定し、国の安全基準に合格すれば、その証明として (⑤PSC マーク) がつけられ、ついていない製品は販売できないことになっている。
- b. 製品安全協会は、安全性の確保に必要な認定基準を設定し、その協会が安全と認定した製品には (⑥SG マーク) がつけられ、消費者の利益の保護がはかられている。
- c. (⑦製造物責任) 法は、製品の欠陥によって、人の生命・身体または財産に被害が生じた場合に、製造業者等が (⑧損害賠償) の責任を負うことを定めている。

●特定製品 (3 品) : 製造または輸入した事業者が届け出を出し、自ら検査する。



家庭用の圧力なべ及び圧力がま
乗車用ヘルメット
登山用ロープ



SG マークは、1973 年 10 月にその年に施行された「消費生活用製品安全法」に基づき通商産業省の特別認可法人として設立された製品安全協会が、安全を保証するマークとして生み出したものです。

●特別特定製品 (3 品) : 第三者検査機関による適合性検査が必要



乳幼児用別途
携帯用レーザー応用装置
浴槽用温水循環器

カプセル玩具誤飲事故で、製造会社に対して製造物責任が認められた事例

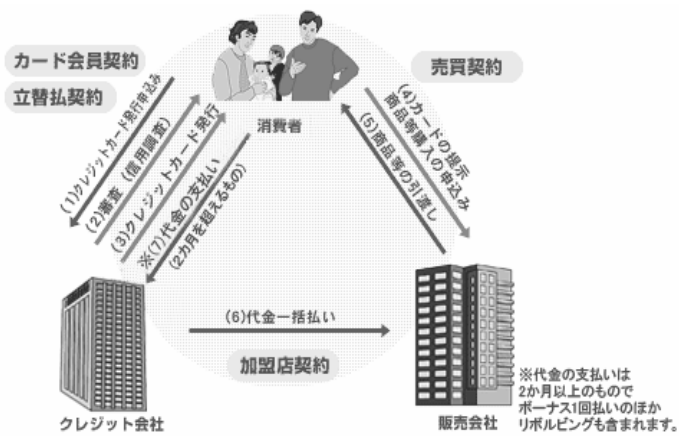
本件は、当時 2 歳 10 ヶ月の男児が自宅で遊んでいて、カプセル入り玩具のカプセルが口腔内に入りのどを詰まらせて窒息、低酸素脳症による後遺障害が残ったとして、同児およびその両親が被告に対して、同カプセルには設計上および製造上の欠陥があったとして製造物責任法 3 条に基づき損害賠償を求めた事案である。判決では、同カプセルは幼児が玩具として使用することが予見され、口腔内に入ると窒息を引き起こす危険を有していたとして設計上の欠陥を認めたが、両親にも過失があったとし、損害の 3 割の限度で被告の損害賠償を認めた。(鹿児島地裁 平成 20 年 5 月 20 日判決)

X1 およびその両親である X2、X3 は、カプセルは 2 歳 10 ヶ月の X1 の口腔内に容易に入りやすい大きさであり、表面上滑らかな直径 40mm の球状というカプセルの特性および玩具として幼児が手に取って遊ぶという通常予見される使用形態からすると、カプセルには誤飲・窒息を引き起こす危険を有する設計上の欠陥がある。また、その欠陥について表示がないことは、表示上の欠陥にも当たるとして、製造物責任法 3 条に基づいて総額約 1 億 8,000 万円の損害賠償請求訴訟を提起した。

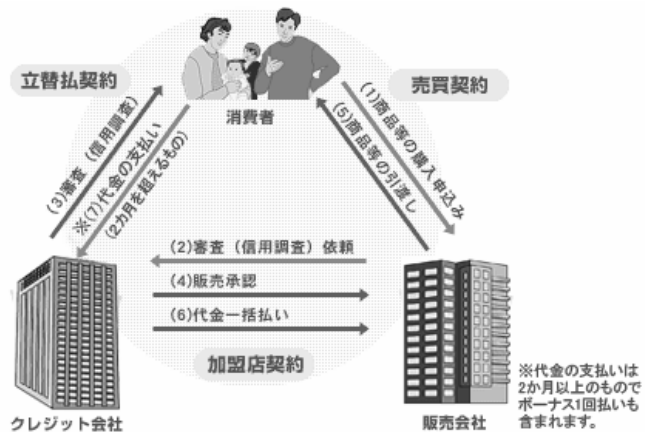
経済活動と法

割賦販売

割賦購入あっせん（総合方式）



割賦購入あっせん（個品方式）



個品方式・・・何か特定の商品を購入するごとに審査を受ける形態の契約

代金の支払いを拒否できる場合がある。（同時履行の抗弁）

- 商品の引渡しがない
- 見本・カタログなどによって提示された商品と現に引き渡された商品とが違う
- 商品に明らかな瑕疵又は隠れた瑕疵がある
- 商品の引き渡しが遅れたため、商品購入の目的が達せられなかった
- 商品の販売の条件となっている役務の提供がない
- その他、販売業者に債務不履行がある

民事ルールとして、クーリング・オフ制度（通信販売には認められない）

（ 8 ） 日以内に内容証明郵便 連鎖販売の場合は（ 20 ） 日以内に

(①総量規制)

多重債務問題解決のため、2010年から年収の3分の1を超える無担保ローンは借入不可
複数社からの借入残高合計となります。

一定額の借入残高がある場合、定期的に年収を証明する書類を貸金業者に要提出。
貸金業者からの借入（消費者金融、事業者金融会社、クレジット会社、信販会社）

(②特定商取引法)

「特定商取引に関する法律」。昭和51年。消費者が相手となる取引は、つねに店舗で行われるとは限らない。
そのような販売では、消費者が自由な意思で購入を決定できない場合や、不当な内容の契約が締結される場合
があり、ときには悪質な行為と結び付いて消費者に被害を及ぼすことがある。そこで、1976年に「訪問販売等
に関する法律」が制定され、消費者保護のための特別の規制になった。

無店舗販売取引として、「③訪問販売」「④通信販売」「⑤電話勧誘販売」があり、継続的な役務
(サービス)提供取引として、「特定継続的役務提供」があり、個人ビジネス勧誘型取引として、「連鎖販売取引」
がある。これら6種類の取引の規制のほかに、「⑥ネガティブ・オプション」(販売業者のほうから契約の
申込みを行う場合に、相手方の承諾を得ないで申込みにかかる商品を送りつけること)の規制がある。

消費者契約法

消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差にかんがみ、事業者の一定の行為により消費者が認
識し、又困惑した場合について契約の申し込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができることとする
とともに、事業者の損害賠償の責任を免除する条項その他の消費者の利益を不当に害することとなる条項の全部
または一部を無効とするほか、消費者の被害の発生又は拡大を防止するため適格消費者団体が事業者に対し差
止請求をすることができることとするにより、消費者の利益の擁護を図り、もって国民生活の安定向上と国民
経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(⑦連鎖販売取引) (マルチ商法) の相談事例

事例1 3ヶ月前友人に紹介され、化粧品を販売する会社の人とレストランで会った。「化粧品を買って会員にな
り、新たな会員を勧誘すると高いリベートがもらえる」などと言われ、ローンを組んで化粧品と健康食品
を購入した。会員の勧誘をしたが、うまくいかず、収入もなく、支払いが大変。解約したい。(30代 女性)

事例2 友人から「いい仕事がある。友人を探して一緒にビジネスができればおもしろくないか」と言われ事務
所に行った。社長から約3時間にわたりビジネスの話を聞いた。友人からは「やればやるほど儲かる」「一
緒に夢をつかもう」と言われ、代理人契約とコンピュータソフト購入の契約をしてしまった。「登録料を
支払う金がない」と言うと消費者金融に連れていかれ、その場で支払った。

別の友人に「こんな話があるけど、どう思う。」と相談したところ、インターネットでいろいろ調べて
「早くやめた方が自分のために良い」と言われ、消費者センターに相談した。(20代 男性)

4時間目 ローン・クレジットの返済と多重債務

【目標】・ローン・クレジットの返済では、利息も払うことを理解する。

・様々な返済方法があり、返済方法によって返済総額が変わることを理解する。

評価方法：①（関心・意欲・態度）、②（施行・判断）、③（技能・表現）は、授業中のプリント事例の解き方、質問対応によって評価する。

	学習内容及び学習活動	教師の支援活動 使用教材など	評価の観点
導入	◆本時の学習内容を確認する。 ・金利と返済方法について	ワークシートを配布し、本時の学習目標及び学習内容を説明する。 ・教科書・ロンクレ ABCp24-37 ・PC・プロジェクター・スクリーン	・授業内容に関心があるか①
展開	◆金利と返済方法について Q. 金融機関から30万円を年利10%で1ヶ月借りました。利息がいくらになるか計算してみよう。 ◆様々な返済方法と、メリット・デメリット ・一括返済 ・分割返済 （元金均等返済／元利均等返済） ・リボルビング返済 ◆名義貸しの責任および多重債務 ・多重債務 ・自己破産 ◆自己破産後の生活 多重債務に陥らない為にどうすればよいか。	・ローン返済のシミュレーション 利息＝元金×金利×借入期間 ・ローンの種類や借りる金額によって金利は異なることに気付かせる。 ・金利の種類を説明する。 ・それぞれのメリット・デメリットを理解して、自分の収入や生活にあった返済方法を選ぶ重要性に気付かせる。 ・多重債務者にならない為にも、その原因や自己破産について理解させる。 ・国の財政についても触れる。 ・無理な返済計画を立てない。 ・返す為に借りない。 ・総量規制について説明をする。 ・個人情報情報機関相互の情報交換システムを説明する。	・積極的に意見を発表することができるか② ・前時の学習をもとに正確に計算できるか②③ ・返済方法による返済額の相違から、借入目的によってどの方法がよいか考えることができたか③ ・エクセルを用いた計算から手数料の多さに気付くことができたか② ・名義貸しの危険性について理解することができたか②
まとめ	◆本時のまとめ	・多重債務・自己破産者にならないためにも、これまでに学んだ内容を活かして、生活設計を行う重要性を伝える。	

経済活動と法

復習

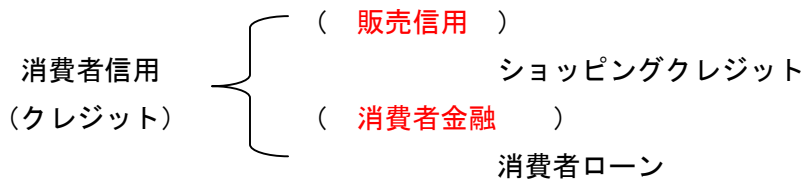
100万円を百十四銀行に貯金しました。1年間の利息は？ 年利率は0.025%（百十四銀行）0.035%（ゆうちょ銀行）

$$1,000,000 \times 0.025 \div 100 = (250 \text{ 円})$$

消費者金融から10万円を借りました。1年間で支払う利息は？ 年利率18% 15%~18%（貸金業者による）

$$100,000 \times 18 \div 100 = (18,000 \text{ 円})$$

教科書 p183



ロンクレ ABCp25 300,000円を年利率10%で1ヶ月借りました。支払い利息は？

$$300,000 \times 10 \div 100 \times 1/12 = (2,500 \text{ 円})$$

「114 ニューカードローン」の借入利率（年利率）

ご利用対象者	・申込時年齢満20歳以上65歳未満の個人 ・個人事業主・代表取締役は100万円までのお申込みとする。
ご融資額	30万円・50万円・100万円・ 200万円・300万円・400万円・500万円
お借入利率	30万円~100万円:10~12% 200万円:8%、300万円:7%、 400万円:6%、500万円:5%

教育ローン：2.8%
マイカーローン：3.0%
フリーローン：6.5%~9.0%

ロンクレ ABCp27

金利の種類	特 徴
固定金利	取引期間に金利が変わらない金利のことです。金利水準が上下しても金利は変わらない。 金利が変動しないので、10年間に支払う利息分を前もって計算することができる。
変動金利	取引期間に、適宜金利の見直しがあり金利が変動します。 金利の変動により、利息の支払い額も増減します。

ロンクレ ABCp29 300,000円借りた場合、返済方法によって支払い総額は変わる。

借入金額	返済方法	借入期間	金利	支払い利息	総支払額
300,000	一括返済	1ヶ月	0%	0 円	¥300,000
	分割返済 (¥27,078)	1年	15%	¥24,930	¥324,930 注1
	リボルビング 20,000円/月支払い	15回 →17回	15%	¥34,320	¥334,320
	リボルビング 10,000円/月支払い	30回 →38回	15%	¥78,357	¥378,357

注1 = PMT (15%/12, 12, 300000, 0, 0) × 12ヶ月 支払い (利率/12, 12ヶ月, 300,000, 0, 0) × 12ヶ月

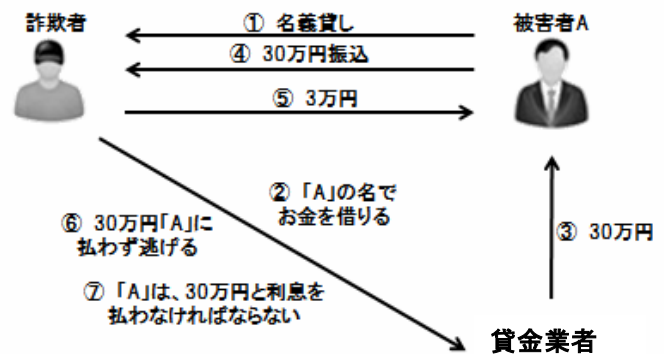
返済方法	特 徴
一括返済	手数料がかからない
分割返済	返済回数を複数回決めて返済 手数料がかかる
リボルビング返済	返済回数を決めずに、毎月最低返済額を決めて返済 手数料がかかる

メリット→お金を持ち運ばなくてよい。 デメリット→財布からお金を払わないので、使いすぎに注意

名義貸しの責任および多重債務

名義貸し詐欺

「学生ローンの実態調査を行っています。あなたが契約者となり30万円借りていただければ、謝礼として3万円を支払います。借りたお金はこちらの指定口座に振り込んで下さい。振り込みが確認された段階で、謝礼をこちらからお支払します。その後、ひと月借りていただいて、全額返済するのですが、その時の元利はこちらが負担いたします。どうしますか？」



多重債務になる原因

(**弁済能力**) を考え、見栄をはった買い物はしない。もし給料が15万円なのに無理をして30万円の商品を購入した場合、その代金の支払いのために借金をしてはいけない。

「総量規制」2010年6月18日完全施行

年収の1/3以上の借入ができない。(住宅ローンや教育ローンは対象外) →身の丈に合わない負債を抱えないように
総量規制は貸金業法で新たに規定された取り組み

貸金業者：クレジット会社 消費者金融 信販会社 事業者金融会社

(**破産宣告**)・・・債務者が多額の借金などにより経済的に破綻してしまい、債務者が努力しても支払い不能と裁判所が認め、残りの借金の支払い義務を免除するという国が設けた救済制度(裁判上の手続き)

①高額な財産は処分される②新たに借金ができなくなる③住宅や車のローンが組めない、クレジットカードが作れなくなる(個人信用情報機関 相互の情報交換システム)

個人信用情報機関に自己破産者として10年間登録されます。

この間は、金融機関からの新たな借金や、信販会社のローン、クレジットカードを作ることや使うことが困難になります。

まとめ知識 1

国の借金 983 兆円＝国民 1 人 771 万円—2012/9 月末 時事通信 11 月 9 日（金）17 時 26 分配信

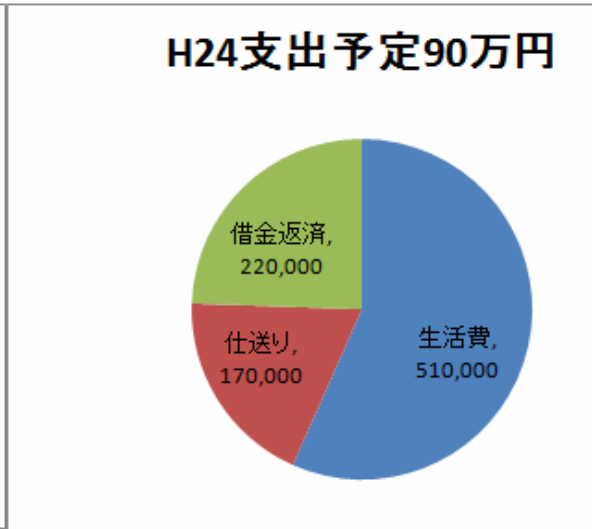
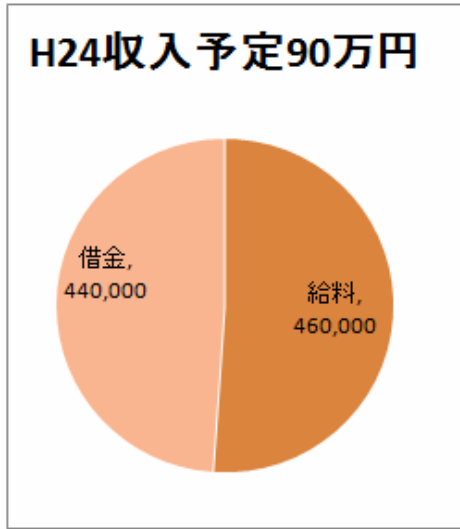
財務省は 9 日、国債や借入金などの残高を合計した「国の借金」が 9 月末現在で 983 兆 2,950 億円に膨らんだと発表した。前回公表の 6 月末に比べ 7 兆 1,098 億円増え、過去最大を更新し続けている。10 月 1 日時点の推計人口（1 億 2,753 万人）で割ると、国民 1 人当たり 771 万円の借金を背負っている計算になる。

国の借金は 2012 年度末に、1,000 兆円を突破する見通し。バブル崩壊後の長引く景気低迷で税収が減少する一方、高齢化で増加している社会保障や東日本大震災からの復興費を賄うために国債を発行しており、国の借金は膨張に歯止めがかからない状況だ。

我が家の家計簿（国の予算 90 兆円 2012 末 1,000 兆円÷46 兆円＝約 22 年分の借金）

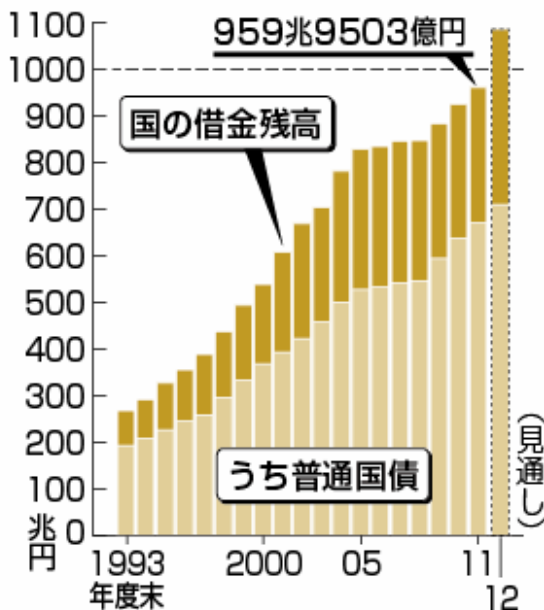
収入	給料	借金
	460,000	440,000

支出	生活費	仕送り	借金返済
	510,000	170,000	220,000



46万円の収入で68万円の生活をする。(今年22万円の不足)

「国の借金」残高



・多重債務にならないためにも、あなたはどのような点に気をつけて買い物をしますか？

・クレジットカードを持った場合、どのような事に気をつければよいでしょうか。

(注) 国債、借入金、政府短期証券の合計 (財務省集計)

まとめ知識 2

リボルビング払いの問題点としては、

- ・借入額が増えても毎月の返済額が変わらないため、借金をしているという意識が薄れる。結果、知らず知らずのうちに借入を増やしてしまいがちになる。
- ・借入額が増えると返済期間が長くなり、利息の負担が激増する。
- ・返済総額が分かりにくく、利息の多さが実感できなくなる。

実際、返済額に対して借入額が多くなると、利息ばかり払い続けて元本がほとんど減らないという状況に陥る。消費者金融で多重債務に陥るのは、大半がこのケースである。

しかし、現実には消費者金融の返済方法は9割がリボルビング払いで占められているとも言われている。リボルビング払いが多重債務者を生む元凶になっているとの批判を受け、日本貸金業協会はリボルビング払いの返済期限を30万円以下の場合原則3年以内、30万円を超える場合は原則5年以内とする自主規制を2007年12月に設けた。2010年6月18日には個人の借入総額を年収の3分の1に制限する貸金業法の改正（いわゆる総量規制）が施行された。これにより、リボルビング払いも含めて個人の返済能力を超える高額な借入れが法的にも禁止されることとなった。